

○銀行等保有株式取得機構に関する命令第十九条第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の四第一項第一号イ及びハ(1)に規定する格付を指定する件（平成十三年^{金融庁}財務省告示第六号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年^{内閣府}財務省令第十号） 第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の三第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の九第一項第一号イ及びハ(1)の規定に基づき、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものを次のように指定し、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の施行の日（平成十四年一月四日）から適用する。</p> <p>（以下略）</p> | <p>銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年^{内閣府}財務省令第十号） 第十九条第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の四第一項第一号イ及びハ(1)の規定に基づき、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものを次のように指定し、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の施行の日（平成十四年一月四日）から適用する。</p> <p>（以下略）</p> |

○銀行等保有株式取得機構に関する命令第十九条第一項第一号ハ及び第二十条の四第一項第一号ハの規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を指定する件（平成十五年^{金融庁}財務省告示第三号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年^{内閣府}財務省令第十号） <small>（第二十条第一項第一号ハ、第二十条の三第一項第一号ハ、第二十条の六第一項第一号ハ及び第二十条の九第一項第一号ハの規定に基づき、金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を次のように指定し、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十六号）の施行の日（平成十五年一月三十一日）から適用する。</small></p> <p>（以下略）</p> | <p>銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年^{内閣府}財務省令第十号） <small>（第十九条第一項第一号ハ及び第二十条の四第一項第一号ハの規定に基づき、金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を次のように指定し、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十六号）の施行の日（平成十五年一月三十一日）から適用する。</small></p> <p>（以下略）</p> |